

大空町合同納骨塚のご案内

合同納骨塚は、「お墓を承継する人がいない」、「遠方で維持管理が難しい」、「お墓を建てるのが難しい」など、お墓の管理が困難な大空町に縁のある方が利用できる合同のお墓です。

使用を希望される方は事前に申請を行い、許可を受ける必要があります。申請をしないで、そのまま合同納骨塚にご遺骨をお持ちいただいても納骨することはできませんので、ご注意ください。

申請方法については、以下をご確認ください。



1. 使用できる方（使用者の資格）

（1）ご遺骨をお持ちの場合

- ①大空町に住所又は本籍を有する方
- ②過去に大空町に住所又は本籍を有していた方
- ③大空町内に親族がいる方
- ④大空町内の墓地を返還して埋蔵を希望する方

(2) 生前予約を希望する場合

上記①～③の資格を満たし、満65歳以上の方

※主宰者（予約者の死後にご遺骨を埋蔵する方）の選任が必要となります。

※許可の日から20年を経過してもご遺骨の埋蔵が行われなかったときは、使用許可が失効されます。ただし、使用許可を受けた方が生存されていることが確認できたときや特別な理由があると認められるときは失効されません。

2. 申請時に必要な書類

(1) ご遺骨をお持ちの方

- ①使用許可申請書
- ②印鑑（認印可）
- ③申請者の住民票（本籍の記載のあるもので発行日から3カ月以内のもの）
- ④故人の火葬証明書または除籍謄本（焼骨埋蔵の場合）
改葬許可証（改葬焼骨埋蔵の場合）

(2) 生前予約を希望の方

- ①使用許可申請書
 - ②埋蔵主宰者選定届
 - ③印鑑（認印可。申請者と主宰者の両方必要です）
 - ④申請者と主宰者の住民票（本籍の記載のあるもので発行日から3カ月以内のもの）
 - ⑤その他 使用要件に該当することを証明する書類（戸籍謄本など）
- ※詳しくは町担当者までお問い合わせください。

3. 合同納骨塚の使用料

下記の使用料は、許可を受けた際に一括で納入してください。

なお、使用を取り止める場合でも納付された使用料は返還しません。

1. 合同納骨塚使用料

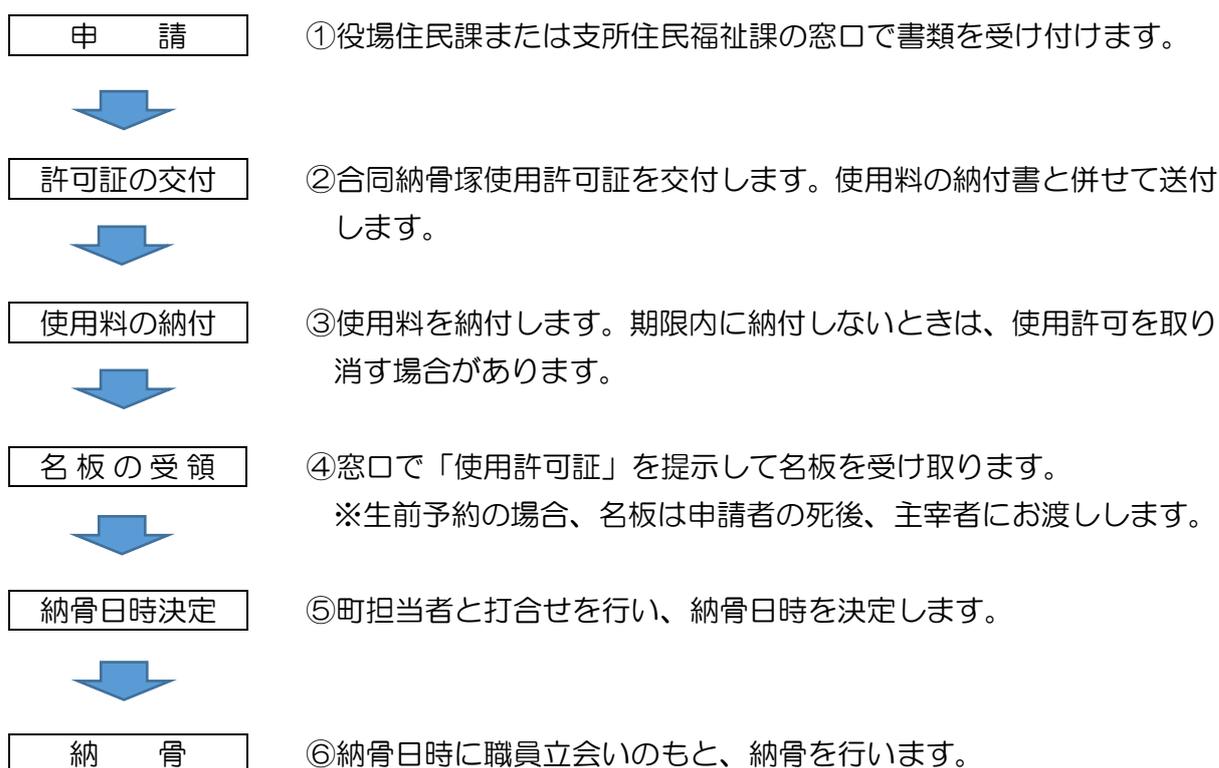
区 分	使用料
1回の焼骨の埋蔵が1体のとき	9,500円
1回の焼骨の埋蔵が2体以上のとき	1体目 9,500円 2体目以降 6,500円

2. 墓誌使用料

区 分	使用料
名板1枚につき	11,000円

※名板の刻字や掲示に係る費用は含んでいません。別途負担が必要となります。

4. 申請から納骨までの流れ



5. 納骨ができる期間

○期 間 4月から11月までの積雪のない期間（役場の閉庁日を除く）

○時 間 午前9時から午後4時まで

※納骨日は役場担当と打合せをして決定します。

※納骨は、職員立会いのもと申請者（使用者）本人が行います。

6. 留意事項について

（1）納骨関係

- ① 合同納骨塚は、約1,000体のご遺骨（焼骨）が埋蔵可能な共同納骨施設です。ご遺骨を骨壺から取り出して合同で納骨する方式のため、納骨後にご遺骨を返還、改葬することはできませんので、親族とよくご相談の上で申請してください。
- ② 冬季は積雪があるため、納骨することができる期間は4月から11月までとしています。納骨日時は町担当者と申請者で調整して決定します。
- ③ 納骨は、町担当者の立会いのもと申請者（使用者）本人が行います。町にご遺骨をお預かりすることや本人に代わって納骨することはできません。
- ④ 納骨時には、「使用許可証」を町担当者に提示していただきます。「使用許可証」を忘れずに持参するようお願いします。
- ⑤ 納骨できるのはご遺骨のみです。副葬品の埋蔵はご遠慮ください。
- ⑥ 納骨後の骨箱、骨壺は各自でお持ち帰りください。

(2) 墓誌関係

- ① 町が指定する名板（寸法：横 50 mm×縦 200 mm×幅 15 mm、材質：黒系御影石）をお渡ししますので、専門業者に刻字と掲示を依頼してください。
- ② 墓誌使用料とは別に名板の刻字と掲示に係る費用が必要となります。
- ③ 名板は墓誌の右上から順番に掲示してください。※下図参照
- ④ 刻字する書体や大きさに規定はありませんが、1行で収まる文字数としてください。
- ⑤ 名板は刻字のみ行い、文字以外の彫刻や墨入れはしないでください。
- ⑥ 生前予約の場合、生前に名板を掲示することはできません。

○名板を掲示する順番について

下図のとおり墓誌の右上から順番に掲示し、1段目が全て埋まった場合は2段目の右端から掲示してください。※掲示する位置を指定することはできません。



(3) 参拝関係

- ① 納骨後は自由に参拝できますが、供物や供花等は必ず持ち帰りください。
- ② 参拝時は他の人の参拝を妨げないでください。
- ③ 冬期は積雪があることから、参拝することができる期間は4月から11月までとしています。ただし、ご自身で現地に到着、参拝される場合は、この限りではありません。
- ④ 町では宗教的な供養を行いませんので、あらかじめご承知ください。
なお、親族等が納骨時に読経などを行うことはできますが、線香立てなどは常設しておりませんので、必要に応じて各自でご用意ください。

(4) 生前予約関係

- ① 死後、実際に納骨するのは親族の方となります。生前に親族の方へ意志を伝えておくことで、納骨は可能となります。

なお、生前予約後に大空町合同納骨塚を使用しなくなった場合でも、納付された使用料は返還されませんので、あらかじめご承知ください。

- ② 生前予約による場合、申請から納骨まで期間を要することとなります。申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

なお、町では定期的に使用許可の状況を通知する予定です。

- ③ 生前予約の場合、同時に複数名申請する場合であっても、使用料はそれぞれ9,500円となります（「2体目以降6,500円」の規定は適用されません。）。

(5) その他

- ① 使用許可を受けた後、焼骨の埋蔵までに記載事項の変更があった場合は、別途、変更の申請をし、許可証の再交付を受けてください。

- ② 使用許可を受け取った後に、使用を取り止める場合は、「使用取り止め届」を提出してください（使用料の返還はできません。）。

7. 大空町合同納骨塚の場所

大空町女満別昭和186番地の1 女満別共同墓地内



《お問合せ》

◎大空町役場 住民課住民グループ

〒099-2392 大空町女満別西3条4丁目1番1号

TEL 0152-77-8071 (直通) / FAX 0152-74-2191

◎東藻琴総合支所 住民福祉課住民グループ

〒099-3293 大空町東藻琴360番地の1

TEL 0152-67-7112 (直通) / FAX 0152-66-2423